平成２５年（フ）第５２号
千葉県木更津市祇園３丁目15番12号
債務者　桶本　大輔
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１２７号
高知市横浜新町２丁目102番地　県住Ｒ18―403
債務者　柿内富美子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４３６号
東京都町田市本町田815番地サンデリカ105
債務者　篠原百合香
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４０号
栃木県佐野市富岡町675番地５　グラントハイツＢ201
債務者　福田　尚樹
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第８９２号
神奈川県高座郡寒川町一之宮９丁目１番17号　入沢ビル302
債務者　森田　勝広
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９１２号
横浜市中区英町８番地　高柳ビル301号室
債務者　安田　和代
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０２６号
横浜市栄区尾月15番９号
債務者　西谷　千里
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０３１号
横浜市中区千代崎町４丁目106番地　浅川ビル302号
債務者　中村久美子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５０号
北海道旭川市東旭川町下兵村252　医療法人社団旭川圭泉会病院
債務者　小山内和美
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５１号
北海道旭川市東光７条６丁目５番５号　サンライツ環状２Ｂ
債務者　高田　秀樹
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５９号
北海道上川郡愛別町字南町18番地２
債務者　佐藤　千春
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６０号
北海道旭川市神楽６条４丁目13番16号　シャルムハイツＡ棟103
債務者　梶浦猪一郎
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６１号
北海道旭川市神楽６条４丁目13番16号　シャルムハイツＡ棟103
債務者　梶浦　一江
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６３号
北海道旭川市東光５条３丁目４番８－１号
債務者　笹木　佳洋
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１９号
東京都八王子市横川町７番地２マリオン八王子503号
債務者　松本　　博
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部